

別表

【改正内容】	<p>測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務の低入札基準価格および数値的判断基準を引き上げ</p> <p>また、低入札基準価格の設定範囲について、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務および補償関係コンサルタント業務の上限を引き上げ</p>
---------------	--

業種区分	費目および 設定範囲	改正前(令和6年3月31日まで)		改正後(令和6年4月1日から)	
		低入札基準価格	数値的判断基準	低入札基準価格	数値的判断基準
測量業務	直接測量費	100	100	100	100
	測量調査費	100	100	100	100
	諸経費	48	35	50	40
	設定範囲	60%~82%		60%~82%	
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費	100	100	100	100
	特別経費	100	100	100	100
	技術料等経費	60	50	60	50
	諸経費	60	60	60	60
	設定範囲	60%~80%		60%~81%	
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費	100	100	100	100
	直接経費	100	100	100	100
	その他原価	90	80	90	80
	一般管理費	48	45	50	50
	設定範囲	60%~80%		60%~81%	
地質調査業務	直接調査費	100	100	100	100
	間接調査費	90	90	90	90
	解析等調査業務費	80	80	80	80
	諸経費	48	45	50	50
	設定範囲	2/3~85%		2/3~85%	
補償関係コンサルタント業務	直接人件費	100	100	100	100
	直接経費	100	100	100	100
	その他原価	90	80	90	80
	一般管理費	45	45	50	50
	設定範囲	60%~80%		60%~81%	